



NEWS RELEASE

2011年12月22日
東ソー株式会社

飛灰用重金属処理剤の特許権侵害訴訟の判決について

本日、知的財産高等裁判所において、弊社とミヨシ油脂株式会社との間で争われていた飛灰用重金属処理剤の特許権侵害訴訟に関しまして、判決が下されましたので、お知らせ致します。

判決では、弊社の特許権に関する弊社の主張が全面的に認められ、2010年11月に東京地方裁判所において下された第一審判決と同様、弊社の特許は有効であり、ミヨシ油脂株式会社の対象製品が弊社の特許権を侵害していると判断されました。また本特許権侵害訴訟に関連して、ミヨシ油脂株式会社が提起していた本特許に対する無効審判請求事件の審決（審判請求不成立）取消訴訟2件に関しましても、本日、知的財産高等裁判所において、ミヨシ油脂株式会社の請求をいずれも棄却する旨の判決が下されました。

弊社は判決で認定された損害賠償額等について、判決文の内容を精査した上で、今後の対応を決定する予定です。特許権侵害訴訟についての詳細は下記の通りです。

記

1. 対象特許

日本国特許第3391173号
「飛灰中の重金属の固定化方法及び重金属の固定化処理剤」

2. 対象特許の内容

ビペラジンジチオカルバミン酸系飛灰用重金属処理剤、および処理方法に関する特許

3. 訴訟の経緯

2007年1月15日

弊社（原告）がミヨシ油脂株式会社（被告）を東京地方裁判所に提訴

2010年11月18日

第一審（平成19年（ワ）第507号）判決言渡

判決の概要は以下の通り

- (1) 被告による対象製品の製造・販売の差止
- (2) 被告対象製品の廃棄
- (3) 損害賠償金1,191百万円と遅延利息の原告への支払い

2010年11月、12月

ミヨシ油脂株式会社（一審被告）および弊社（一審原告）がそれぞれ知的財産高等裁判所に控訴

2011年12月22日

控訴審（平成22年（ネ）第10091号）判決言渡

判決の概要は以下の通り

- (1) 一審被告による対象製品の製造・販売の差止
- (2) 一審被告対象製品の廃棄
- (3) 損害賠償金1,800百万円と遅延利息の一審原告への支払い

以上

東ソー株式会社 広報室

東京都港区芝3-8-2 〒105-8623
TEL 03(5427)5103 FAX 03(5427)5195
<http://www.tosoh.co.jp>